

館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、館山市の地域産業の活性化を目的に、館山市産の農水産物を原料として使用した加工品の開発を行おうとするもの及び既存の加工品の改良等により付加価値を向上させ、販売の拡大を図ろうとするものに対して、その事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、館山市補助金等交付規則（平成19年館山市規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 団体

館山市内に住所又は活動の拠点をもつる者で構成される加工品の開発等を目的として組織された任意団体で、組織としての規約を有する団体をいう。

(2) 加工品

食品表示基準（平成27年号外内閣府令第10号）第2条第1項で規定される加工食品で、容器包装に入れられた消費者に販売される形態となっているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、加工品に関する事業を行う個人、法人、団体、又は市長が特に定める団体とし、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 個人又は団体にあつては市内に住所又は活動の拠点をもつし、法人にあつては市内に本店を有するなど活動の拠点を市内に有し、事業に意欲的に取組む者

(2) 市税の滞納がない者（グループの場合はその構成員をいう。）

(補助対象事業等)

第4条 この補助対象事業は、次の各号に掲げるいずれかの事業とする。

(1) 販売を目的として館山産の農水産物を加工した加工品の開発を行う事業

(2) 館山市産の農水産物を活用した既存の加工品の改良により付加価値の向上に取り組み販売の拡大を図る事業

2 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とし、別表に定めるところの経費とする。ただし、次に掲げる経費は補助の対象としない。

(1) 消費税及び地方消費税相当分

(2) 証拠資料等による支払金額が確認できない経費

(3) 補助対象事業に対する必要性が不明確な経費

- 3 補助金の額は、別表に定める補助率及び補助上限額により算定した額とし、予算の範囲内で決定するものとする。
- 4 他の補助金制度と併用する場合、本事業の対象と認められない場合がある。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）
- (2) 館山市農水産物加工品開発等支援事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 館山市農水産物加工品開発等支援事業収予算書（様式第3号）

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理し、その審査及び必要に応じて行う調査により補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査により、補助金を交付しないと決定したときは、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない理由により事業を変更又は中止しようとするときは、館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の変更を承認したときは、館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金変更・中止承認（不承認）通知書（様式第6号）により補助事業者に通ずるものとする。
- 3 市長は、第1項の変更を不承認としたときは、速やかに補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が終了したとき又は当該年度の1月末日までに、館山市に館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金実績報告書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の額確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の結果が補助金の交付決定内容と適合する認めるときは、交付額を確定し、館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付請求書（様式第9号）により市長へ請求するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に対し補助金の交付決定を取消し、既に補助金の交付があるときは、補助金の全額若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(事業実施後の措置)

第12条 補助事業者は、補助事業完了の翌年度から3年間、毎年度3月末日までに、館山市農水産物加工品開発等支援事業経過報告書（様式第11号）により市長へ報告するものとする。

2 市長は、事業の完了後も、補助事業者が定めた計画が達成されるよう一定期間補助事業者を指導できるものとする。

(実地検査)

第13条 市長は、補助事業期間中の進捗状況確認及び補助事業終了後の確認検査のため実地検査を行うことができる。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか必要な事は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年6月1日から施行する。

別表

対象費目	経費内容等	補助率及び補助上限額
①機器費・設備費	<p>機器・設備等の購入・設置に必要な経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著しく汎用性の高いものは対象外とする。 	補助率 2/3 上限 300,000円
②使用料・賃借料	<p>加工機器・設備等のリース・レンタル、事業実施のため会議室等の使用や借上げに対して必要な経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前から賃貸契約を結んでいるものは対象外とする。 ・複数年度契約の場合、1年以内分を対象とする。 	
③消耗品費	<p>各種事務用品、試食用資材（紙皿、楊枝、調味料等）・包装資材等の消耗資材・用具、加工食品の原材料等の購入に必要な経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前から購入している販売等に係る消耗品の購入は対象外とする。 ・複数年使用分の購入の場合、1年間の使用量分以内を対象とする。 	
④委託費	<p>特殊な知識等を必要とする場合、その事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するために必要な経費又は事業実施のため、それだけでは本事業の成果とはなり得ない分析・試験・加工等を行うために必要な経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水産物の加工を委託する経費、調査等を委託する経費を含む。 ・パッケージやラベルデザインの制作を依頼する経費を含む。 ・事業実施主体の構成員に対して払う委託費は対象外とする。 	
⑤謝金	<p>必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供等を行った人又は組織に対する謝礼に必要な経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターや検討会における有識者に対する謝金を含む。 ・事業実施のための通訳に係る経費等も含む。 ・単価は、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定するものとする。 ・事業実施主体の構成員に対して払う謝金は対象外とする。 	
⑥旅費	<p>事業実施主体が行う各種活動の実施に必要な旅行に要する交通費等の経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター、専門家等の招へいに要する経費等も含む。 ・交通費は、公共交通機関を利用した場合の費用とする。 ・社会通念上必要と認められる額とする。 ・日当・食事代に相当するものは対象外とする。 	
⑦その他	<p>①～⑥の費目に該当しない事業実施のために必要な経費。 (輸送料、通信費、文献・資料等購入費、特許・実用新案等の出願費・許諾費など)</p>	

※1 すべての補助対象経費は、当該補助事業以外の目的には使用できないものとする。

※2 委託費において、コンサルタント会社やデザイン会社等を活用する場合、当該補助事業の目的に照らし合わせて、社会通念上、相当と認められる理由を有する場合に限る。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

館山市長 殿

申請者 住所（所在地）
団体等名称
代表者職氏名
電話番号
メールアドレス

館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付申請書

館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業名 館山市農水産物加工品開発等支援事業
 新規商品開発
 既存商品改良
(該当する事業に✓印を付けてください)
- 2 補助金の申請額 _____ 円
(総事業費 _____ 円)

様式第2号（第5条関係）

（その1）

館山市農水産物加工品開発等支援事業実施計画書

【新規商品開発】

新規に製造予定の商品名				
商品説明				
内容量				
販売予定金額				
加工品に使用する農水産物等（その他、主な原材料） ※館山市産の場合、備考欄に「館山市産」と記入	農水産物等	1商品あたりの使用量	生産者購入予定先	備考
加工製造の方法等	年間製造予定数量			
	製造方法			
販売開始目標年月				
商品の館山らしさ	（館山市産の農水産物の活用状況など、新商品における館山らしさ、館山の地域性を感じる特徴をご記入ください。）			
商品のこだわった点、新規性や独自性など	（新商品の製造方法、製造技術、使用する原材料、味、見た目、パッケージデザイン、ストーリーなど、買いたくなる「こだわり」やオリジナリティ、強みなどについてご記入ください。）			

商品化～販売までのスケジュール	(商品完成までの具体的な日程や、販売に至るまでに必要な各種手続き・届出等の申請スケジュールをご記入ください。)
対象とする市場やターゲット、販売予定方法など	(対象とする市場やターゲット、ニーズなどについて、また、それに向けた販売方法・売り場等についてご記入ください。)
事業に取り組む人員・メンバー	(開発に携わるメンバーや体制についてご記入ください。)
これまでの実績及び今後の目標	(当該商品開発以前の取り扱い商品や、今後想定される収益目標、商品展開の可能性など、当該事業の確実な実行及び発展性が見込まれる内容についてご記入ください。)

※枚数制限はございませんので、記入欄は適宜調整してご使用ください。

※他に資料があれば追加してご提出ください。

- 添付書類
1. 法人登記簿謄本（法人）
 2. 定款又は規約の写し（法人・グループ）
 3. その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

（その2）

館山市農水産物加工品開発等支援事業実施計画書

【既存商品改良】

改良予定の商品名				
商品説明				
内容量				
販売予定金額				
加工品に使用する農水産物等（その他、主な原材料） ※館山市産の場合、備考欄に「館山市産」と記入	農水産物等	1商品あたりの 使用量	生産者 購入予定先	備考
改良の方法等	年間製造 予定数量			
	改良する内容 及び方法			
販売開始目標年月				
商品の館山らしさ	（館山市産の農水産物の活用状況など、改良商品の館山らしさ、館山の地域性を感じる特徴をご記入ください。）			
改良に関するこだわり、改良による付加価値向上内容	（改良によってどの程度の付加価値がつくのか、どのようなこだわりがあるのかなどについてご記入ください。）			

改良～販売までのスケジュール	(改良による商品完成までの具体的な日程や、販売に至るまでに必要な各種手続き・届出等の申請スケジュールをご記入ください。)
対象とする市場やターゲット、販売予定方法など	(対象とする市場やターゲット、ニーズなどについて、また、それに向けた販売方法・売り場等についてご記入ください。)
事業に取り組む人員・メンバー	(開発に携わるメンバーや体制についてご記入ください。)
これまでの実績及び今後の目標	(当該商品開発以前の取り扱い商品や、今後想定される収益目標、商品展開の可能性など、当該事業の確実な実行及び発展性が見込まれる内容についてご記入ください。)

※枚数制限はございませんので、記入欄は適宜調整してご使用ください。

※他に資料があれば追加してご提出ください。

- 添付書類
1. 法人登記簿謄本（法人）
 2. 定款又は規約の写し（法人・グループ）
 3. その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第6条関係）

館食第 号
年 月 日

様

館山市長

館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金について、下記のとおり決定したので、館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名 館山市農水産物加工品開発等支援事業
新規商品開発
既存商品改良
- 2 補助金交付決定額 _____ 円
- 3 不交付決定理由

館山市長 殿

申請者 住所（所在地）
団体等名称
代表者職氏名
電話番号
メールアドレス

館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け館食第 号をもって交付決定通知のあった館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称 館山市農水産物加工品開発等支援事業
新規商品開発
既存商品改良
(該当する事業に✓印を付けてください)
- 2 補助金の申請額
変更（中止）前 _____ 円
変更（中止）後 _____ 円
- 3 変更（中止）の内容
- 4 変更（中止）の理由
- 5 添付書類
(1) 事業内容変更計画書
(2) 変更収支予算書

備考

事業内容計画書及び変更収支予算書は、様式第2号及び様式第3号を準用すること。

様式第 6 号 (第 7 条関係)

館食第 号
年 月 日

様

館山市長

館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金変更 (中止) 承認 (不承認) 通知書

年 月 日付けで申請のあった館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金の変更 (中止) について、下記のとおり承認 (不承認) としたので、館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名 館山市農水産物加工品開発等支援事業
 新規商品開発
 既存商品改良
- 2 変更承認交付決定額 _____ 円
- 3 変更の内容
変更前 _____ 円
変更後 _____ 円
- 4 変更 (中止) 不承認の理由

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

館山市長 殿

申請者 住所（所在地）
団体等名称
代表者職氏名
電話番号
メールアドレス

館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け館食第 号をもって交付決定通知のあった館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので、館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称 館山市農水産物加工品開発等支援事業
新規商品開発
既存商品改良
(該当する事業に✓印を付けてください)
- 2 事業の完了年月日
- 3 補助金の交付決定額
- | | | |
|-----|---------|----|
| | 円 (事業費) | 円) |
| 精算額 | 円 (事業費) | 円) |
- 4 添付書類
- (1) 収支決算書
- (2) 実施事業成果報告書
- (3) 支出を証明する書類の写し

収支決算書

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	決算額	比較増減	備考
合計				

2 支出

(単位：円)

区分	予算額	決算額	補助金充当額	備考
合計				

(新規商品開発)

事業実施成果報告書【新規商品開発】

新規に製造した加工品名 (商品名等)				
商品説明 (記入欄に書ききれない場合は、別紙に記入する)				
内容量				
販売金額				
賞味期限等				
加工品に使用した農水産物等 (その他、主な原材料) ※館山市産の場合、備考欄に「館山市産」と記載	農水産物等	1 商品あたりの使用量	生産者購入先	備考
加工製造の方法等	年間製造予定数量			
	製造方法			
加工品の開発・商品化の期間 (スケジュール)				
主な販売方法				
販売開始年月				

- 添付書類
1. 新規に製造した加工品の写真
 2. 商品ラベル・パッケージ
 3. その他市長が必要と認める書類

(既存商品改良)

事業実施成果報告書【既存商品改良】

改良した加工品名 (商品名等)				
商品説明 (記入欄に書ききれない場合は、別紙に記入する)				
内容量				
販売金額				
賞味期限等				
加工品に使用した農水産物等(その他、主な原材料) ※館山市産の場合、備考欄に「館山市産」と記載	農水産物等	1商品あたりの使用量	生産者購入先	備考
改良の方法等	年間製造予定数量			
	方 法			
改良までの期間(スケジュール)				
主な販売方法				
販売開始年月				

- 添付書類
1. 新規に製造した加工品の写真
 2. 商品ラベル・パッケージ
 3. その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第9条関係）

館食第 号
年 月 日

様

館山市長

館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金については、下記のとおり確定したので、館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名 館山市農水産物加工品開発等支援事業
 新規商品開発
 既存商品改良

- 2 補助金交付決定額（交付決定変更額・変更承認交付決定額）

_____ 円

- 3 交付確定額 _____ 円

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

館山市長 殿

申請者 住所（所在地）
団体等名称
代表者職氏名 ⑩
電話番号
メールアドレス

館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け館食第 号で補助金交付確定通知のあった館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金を下記のとおり交付されたく、館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

- 1 補助事業の名称 館山市農水産物加工品開発等支援事業
新規商品開発
既存商品改良
(該当する事業に✓印を付けてください)

- 2 補助金交付確定額 _____ 円

- 3 振込口座

金融機関等名	銀行・金庫・組合
支店等名	本店・支店・本所・支所
預金口座名	1 普通 ・ 2 当座
預金口座番号	
フリガナ 口座名義人	

様式第10号（第11条関係）

館食第 号
年 月 日

様

館山市長

館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け館食第 号で決定した館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金については、下記の理由により全部（一部）を取り消すことに決定したので、館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付要項第11条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名 館山市農水産物加工品開発等支援事業
新規商品開発
既存商品改良
- 2 補助金の交付取消額 _____ 円
- 3 取り消した理由

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

年 月 日

館山市長 殿

申請者住所 (所在地)

団体等名称

代表者職氏名

電話番号

メールアドレス

館山市農水産物加工品開発等支援事業経過報告書

年度館山市農水産物加工品開発等支援事業実施後の販売数量等の経過報告について、館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付要項第 1 2 条の規定により報告します。

記

1 当事業において実施した該当事業

新規商品開発

既存商品改良

(該当する事業に✓を付けてください)

2 販売数量等

当事業において開発等を行った商品名		当事業において行った主な事業内容	
-------------------	--	------------------	--

区分	前年度 (年度)	当年度 (年度)	比較増減
年間生産数量			
年間販売数量			
特記事項 (新たな課題・今後の展開等)			